

在宅復帰支援病棟のご案内

～2019年8月より在宅復帰支援病棟（地域包括ケア病棟）を開設しました～
在宅での療養に不安があり、もう少しの入院治療で在宅復帰できる患者様、施設入所がすぐに出来ない患者様に、安心して退院していただけるよう支援しています。

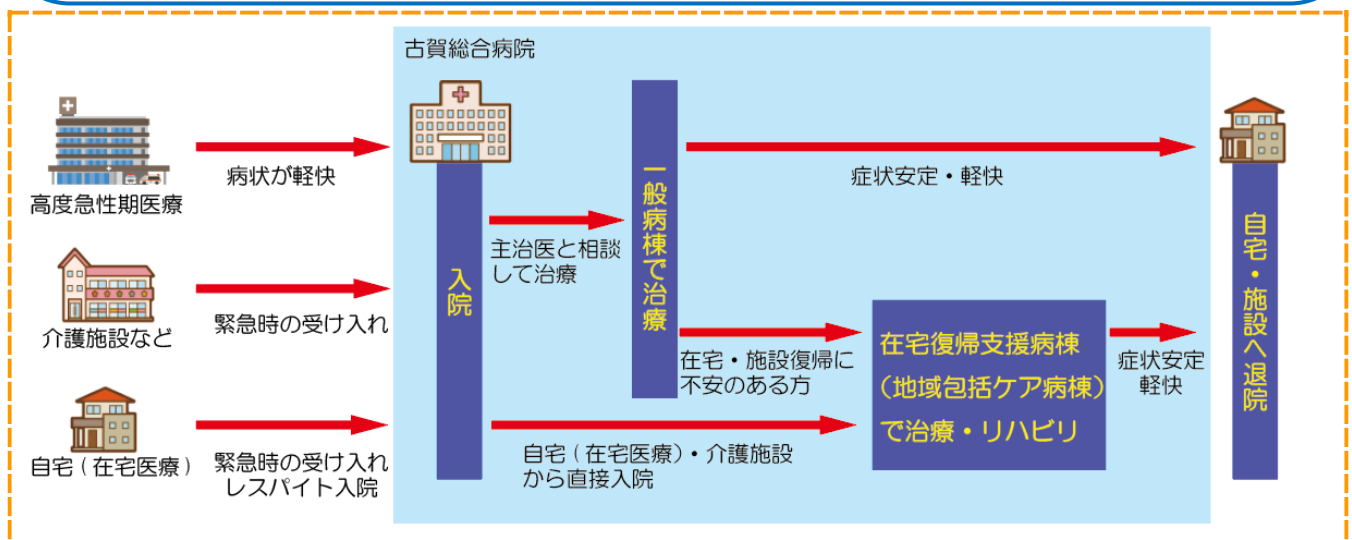
【在宅復帰支援（地域包括ケア）病棟とは】

急性期治療を終了し、すぐに在宅や施設へ退院するには不安のある患者様や在宅・療養施設から直接緊急入院された患者様に対し、在宅復帰に向けての『準備を整える』ための病棟で、そのための診療やリハビリを目的としています。

ご自宅等への退院準備をしっかりと整え、安心して地域へお戻りいただけるよう支援いたします。地域包括ケア病棟入院診療計画書に基づき、主治医、看護師、専従のリハビリテーションスタッフ、医療ソーシャルワーカー等が協力し、在宅復帰に向けた準備及び相談を行っていきます。

【対象の患者様・ご家族様】

- ・急性期治療が終了し、病状が安定・軽快して『在宅復帰』までの入院
 - ・在宅や介護施設療養中、症状が急性増悪した場合や集中治療の必要はないが入院治療が必要な方
 - ・身体の状態変化に合わせた『療養環境が整う』までの入院
 - ・在宅復帰に向け『もう少しリハビリ』がしたい時
 - ・慣れない医療行為やオムツ交換など『介護の練習』がしたい時
 - ・在宅療養中に『介護者の休養』のための一時入院（レスパイト入院）
- （注）状態に応じ入院期間は調整しますが、60日を限度としております。



【入院費について】

- ・一般病棟とは異なり、定められた「地域包括ケア病棟入院料」で算定いたします。
- ・入院費は定額でリハビリテーション・投薬料・注射料・簡単な処置料・検査料・画像診断料・入院基本料の費用が含まれています。
- ・後期高齢者（75歳以上）の場合は、月額医療費負担上限が定められていますので一般病棟の場合と負担額は変わりません。

※ご不明な点がございましたら、医事課あるいは地域医療連携室へお尋ね下さい。